

懲戒処分の公表

一般社団法人徳島県社会福祉士会の定める「徳島県社会福祉士会の懲戒に関する規程」第6条の規定に基づき、次のとおり懲戒処분을公表します。

1. 懲戒の種類
戒告

2. 懲戒処分年月日
2026年4月30日

3. 懲戒の事由

(1) 事案の概要

被処分者は、被後見人等への面会をほとんど実施せず、身上保護及び金銭管理を適切に行っていない。家庭裁判所及びばあとなあ徳島への報告内容に虚偽がある。

(2) 処分の理由

被申立人の行為は、倫理綱領（Ⅰ－2クライアントの利益の最優先、Ⅰ－4説明責任、Ⅰ－11権利擁護、Ⅱ－1最良の実践を行う責務、Ⅳ－3信用失墜行為の禁止、Ⅳ－8自己管理）及び行動規範に違反する。

2026年6月5日

一般社団法人徳島県社会福祉士会
会長 湯浅 雅志